

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（ 第一面 ）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

指定事務所登録機関
（一社）熊本県建築士事務所協会 会長 様

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 熊本県知事登録 第 号

建築士事務所の名称

所在地

電話

F A X

メールアドレス

開設者の氏名及び名称

印

〔 注意事項 〕

- 1 建築士事務所の開設者が法人である場合は、法人の代表者の氏名も併せて記載してください。
- 2 報告期間内に業務実績がない場合でも、毎年度報告が必要です。
- 3 所属建築士が定期講習を期限内に受講しているかどうか、必ず確認してください。

今回報告する事業年度					
平成・令和	年	月	日	から	
平成・令和	年	月	日	まで	

※事業年度については、原則、
法人の場合→決算月に合わせて設定
個人の場合→1月1日～12月31日
としてください。

(第三面)

所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	建築士の登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	直近の所属建築士定期講習受講日（建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士証の交付番号	直近の構造一級建築士又は設備一級建築士の敵講習受講日（建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日）
【合計】							
一級建築士				名			
二級建築士				名			
木造建築士				名			
うち（構造設計一級建築士				名）			
うち（設備設計一級建築士				名）			
【定期講習の受講状況】							
今年度内の定期講習受講義務対象者				名（うち定期講習受講済みの建築士 名）			

所属建築士名簿には、設計、工事監理又は建築士事務所の業務として行う建築士法に基づく「その他の業務（建築工事契約業務、調査・鑑定、手続き代理等）」を行う建築士のみを記載してください。なお、この方には、3年以内毎の定期講習の受講義務が発生し、未受講の場合は業務停止等の処分の対象となりますので、受講修了証で受講日を確認し、必ず期限内に受講させてください。

